

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成28年9月

浜松市人事委員会



浜 人 第 3 3 号

平成 2 8 年 9 月 2 9 日

浜松市議会議長 花 井 和 夫 様

浜 松 市 長 鈴 木 康 友 様

浜松市人事委員会

委員長 多 和 田 洋 二

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

(頁)

別紙第1 報告	1
1 勧告の対象職員	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間給与等の状況	3
(1) 給与改定等の状況	4
(2) 給与等の状況	5
4 公民給与の比較方法	5
(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方	5
(2) ラスパイレス方式による公民給与の比較	5
(3) 公民給与の比較における役職段階の対応関係	7
5 民間給与との比較	8
(1) 月例給	8
(2) 特別給	8
6 職員の給与水準	9
7 物価及び生計費	9
8 市内経済界及び労働界との意見交換	9
9 人事院の報告及び勧告の概要	9
10 むすび	15
(1) 本年の給与改定	15
(2) 平成29年4月1日から実施する給与制度の改定 (扶養手当制度の見直し)	16
(3) 給与等に関する課題	18
(4) 職員の勤務条件等に関する諸課題	19
11 おわりに	25
別紙第2 勧告	27
参考資料	33

別紙第 1

報 告

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立・公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することとなっている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

本委員会は、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与決定に関する諸条件について調査研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 勧告の対象職員

第 1 表に示すとおり、本年 4 月 1 日現在における本市の総職員数は 5,384 人である。そのうち給与勧告の対象は、事務職員・技術職員や消防吏員、保健師などの行政職給料表適用職員のほか、浜松市立高校の教諭などの教育職給料表適用職員、医師・歯科医師の医療職給料表適用職員の 4,851 人である。

企業職員（上下水道部職員）及び自動車運転手、清掃業務員、用務員などの技能労務職員については、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定めにより労働協約を締結する権利を有していることなどから勧告の対象外となっている。

なお、浜松市立小中学校に勤務する教諭などのいわゆる県費負担教職員については、給与などの勤務条件は静岡県条例が適用されることから、本委員会の勧告の対象とはならない。

第1表 適用給料表別職員数

適用給料表	職員数	
行政職給料表	4,693 人	勧告の 対象
うち事務職員・技術職員	(2,835 人)	
教育職給料表	150 人	
医療職給料表	8 人	
小 計	4,851 人	
技能労務職給料表	265 人	勧告の 対象外
企業職給料表(1)及び(2)	268 人	
総 計	5,384 人	

2 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月1日現在の給与の実態を把握するため、「平成28年浜松市職員給与等実態調査」を実施した。当該調査は、第1表の勧告の対象職員数4,851人から公益法人への派遣、休職、育児休業等の職員292人を除外した4,559人を対象としている。

このうち、月例給において民間給与との比較の対象となる、事務職員・技術職員2,625人（事務職員・技術職員2,835人から公益法人への派遣、休職、育児休業等の職員155人及び平成28年4月採用の新規学卒者55人を除いた人数）の平均給与月額は、第2表に示すとおり、平均年齢43.1歳で、給料331,478円、扶養手当10,431円、住居手当4,516円、その他20,650円の合計367,075円で、昨年の合計367,165円と比べて90円の減少（-0.02%）となっている。

第2表 職員の平均給与月額の様況

	行政職給料表適用職員		事務職員・技術職員※	
	平成 28 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 27 年
給 料	316,129 円	315,570 円	331,478 円	331,499 円
扶養手当	9,392 円	9,476 円	10,431 円	10,650 円
住居手当	4,908 円	4,873 円	4,516 円	4,553 円
そ の 他	17,164 円	17,013 円	20,650 円	20,463 円
合 計	347,593 円	346,932 円	367,075 円	367,165 円
(年 齢)	(40.9 歳)	(41.0 歳)	(43.1 歳)	(43.2 歳)

(注) 1 公益法人への派遣、休職、育児休業等の職員を除く。

2 「事務職員・技術職員※」は、新規学卒者を除いた公民比較の対象である。

3 「その他」は、地域手当、管理職手当及び単身赴任手当である。

[参考資料第1表 (36頁)]

3 民間給与等の状況

本委員会は、本市職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等と共同して、「平成 28 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内 363 の民間事業所を母集団として、人事院において無作為抽出された 117 事業所を対象に行った。そのうち 109 事業所で、公務の行政職（事務職員・技術職員）と類似すると認められる事務・技術関係職種 5,819 人及び医療・教育関係等職種 456 人、合計 6,275 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与額等の実地調査を完了した。

また、各民間企業における給与改定の状況等について調査を実施した。

その結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で64.1%、高校卒で47.3%となっているが、そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒では40.0%、高校卒では37.2%となっている。〔参考資料第13表（73頁）〕

イ 給与改定の状況

第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は28.6%、ベースアップを中止した事業所の割合は14.4%、ベースアップの慣行がない事業所の割合は57.0%となっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.2%となっている。

第3表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	28.6	14.4	0.0	57.0
課長級	19.9	13.1	0.0	67.0

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第4表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇 給中止	定期昇 給制度 なし
		増額	減額	変化なし			
				増額	減額		
係員	89.2	89.2	20.4	11.4	57.4	0.0	10.8
課長級	83.5	83.5	13.9	9.2	60.4	0.0	16.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(2) 給与等の状況

ア 初任給

新規学卒者（事務・技術関係職種）の本年4月の初任給月額は、大学卒 194,786 円、短大卒 172,353 円、高校卒 161,402 円である。

[参考資料第 11 表 (61 頁)]

イ 職種別給与

事務・技術関係職種の本年4月の平均給与月額は、参考資料第 12 表 (62 頁) のとおりである。

4 公民給与の比較方法

(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方

公民給与（本市職員の給与と民間給与）の比較は、月例給与について本市職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本としている。公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較（ラスパイレス方式）を行うものである。

このラスパイレス方式は、人事院が昭和 34 年に導入し、国家公務員の給与決定方法として定着しているとともに、都道府県や政令指定都市などの人事委員会においても同様の比較方法を取り入れているところである。

(2) ラスパイレス方式による公民給与の比較

月例給与の水準を比較するに当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出する方法をとっている。

「浜松市職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果から、比較対象となる本市の事務職員・技術職員と民間の事務・技術関係職種の4月分給与月額を取り出し、役職段階、学歴、年齢階層別の本市職

員の平均給与額と、これらの条件が同じである民間企業従業員の平均給与額のそれぞれに本市職員数を乗じた総額を算出し、その両者の水準（平均額）を比較している。

なお、新規学卒者については別途調査を行っているため、月例給の比較対象から除外している。

＜クラスパイレース比較の例＞

- ① 市職員の役職段階、学歴、年齢階層別の平均給与額を算出

大学卒 A歳階層
312,000円
276,000円
240,000円
3人:平均276,000円

大学卒 B歳階層
330,000円
312,000円
270,000円
3人:平均304,000円

- ② 条件を同じくする民間企業従業員の平均給与額を算出

大学卒 A歳階層
320,000円
315,000円
275,000円
260,000円
235,000円
5人:平均281,000円

大学卒 B歳階層
350,000円
340,000円
320,000円
275,000円
260,000円
5人:平均309,000円

- ③ ①及び②のそれぞれの平均給与額に市職員数を乗じた総額を算出

市職員大学卒 A歳階層
276,000円×3人 =828,000円

民間企業従業員大学卒 A歳階層
281,000円×3人 =843,000円

+

+

市職員大学卒 B歳階層
304,000円×3人 =912,000円

民間企業従業員大学卒 B歳階層
309,000円×3人 =927,000円

- ④ それぞれを合計し、その水準(平均額)を比較

市職員
合計:1,740,000円
平均: 290,000円

民間企業従業員
合計:1,770,000円
平均: 295,000円

(3) 公民給与の比較における役職段階の対応関係

公民給与について、月例給与をラスパイレス方式により比較する場合の役職段階の対応関係は、第5表に示すとおりであり、人事院の対応関係と同様である。

第5表 公民給与の比較における役職段階の対応関係

本市職員	民間企業従業員		
	企業規模 500人以上の 事業所	企業規模 100人以上500人 未満の事業所	企業規模 50人以上100人 未満の事業所
行政職給料表			
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

5 民間給与との比較

(1) 月例給

前記の比較方法に従って比較を行った結果は、第6表に示すとおり、本市職員の給与がラスパイレス方式により算出された民間給与を646円(0.18%)下回っている。

第6表 公民給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①－②
367,721 円	367,075 円	646 円 (0.18%)

(注)「民間給与」はラスパイレス方式により算出

(2) 特別給

民間事業所の特別給の支給状況は、第7表に示すとおり、所定内給与月額4.31月分に相当し、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.20月)を上回っている。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	323,710 円
	上半期 (A 2)	324,335 円
特別給の支給額	下半期 (B 1)	705,553 円
	上半期 (B 2)	690,405 円
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.18 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.13 月分
	年間	4.31 月分

(注)「下半期」とは平成27年8月から平成28年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

6 職員の給与水準

国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員について、平成 27 年 4 月の給料月額を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、本市職員の指数は、98.1 である。（平成 27 年地方公務員給与実態調査（平成 27 年 12 月総務省公表））

7 物価及び生計費

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年と比べ、全国では 0.3%、浜松市では 0.6%減少している。

また、同局の家計調査における本年 4 月の 2 人以上の世帯の消費支出は、本市では 314,284 円（平均世帯人員 3.48 人、世帯主の平均年齢 58.2 歳）となっている。 [参考資料第 20 表（78 頁）]

8 市内経済界及び労働界との意見交換

本委員会は、例年同様、市内経済界及び労働界の方々から地域の経済・雇用情勢を伺うとともに、人事、給与制度などに関する意見交換を行った。

9 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年 8 月 8 日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。

それらの概要は第 8 表のとおりである。

第8表 人事院の報告及び勧告の概要

【給与等に関する報告及び勧告】

I 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 11,700 民間事業所の約 49 万人の個人別給与を実地調査（完了率 87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○ 民間給与との較差 708 円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984 円 平均年齢 43.6 歳]
 [俸給 448 円 本府省業務調整手当 206 円 はね返し分(注) 54 円]

(注) 俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32 月（公務の支給月数 4.20 月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500 円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ 400 円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ
 （係長級：4% → 4.5%相当額、係員級：2% → 2.5%相当額）

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20 月分 → 4.30 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
28年度 期末手当	1.225 月（支給済み）	1.375 月（改定なし）
勤勉手当	0.80 月（支給済み）	0.90 月（現行0.80 月）
29年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.85 月	0.85 月

[実施時期]

- ・月例給：平成28年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

II 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し（平成29年4月1日から段階実施）

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
- ・ 本府省課長級（行（一）9・10級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級（行（一）8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設（平成29年4月1日実施）

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定（昇給号俸数は1号俸）。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ち

に不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成 20 年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

【育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子】

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成 29 年 4 月 1 日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成 29 年 1 月 1 日（養子縁組里親に係る改正は、平成 29 年 4 月 1 日）

3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

【公務員人事管理に関する報告の骨子】

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化

していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

10 むすび

本市職員の給与等をめぐる諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、本市職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に考慮し検討した結果、次のとおり、給与の改定について措置するとともに、職員の勤務条件等に関する諸課題について対応する必要があると認める。

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

本年は、前述したとおり、本市職員の給与が民間企業従業員の給与を646円(0.18%)下回っている状況である。

本委員会では、本市職員の給与水準と民間企業従業員の給与水準との均衡を図るという人事委員会の勧告制度の趣旨を踏まえ、所要の措置を講ずることが適当であると考ええる。

本年の給与の改定に当たっては、人事院勧告を踏まえ、給料表の引上げ改定を行うことが適当である。その際、本市においては、本年4月から実施した給与制度の総合的見直しにおける給料表水準の引下げに伴う経過措置額を受ける職員が多く、給料表の引上げ改定を行っても実際に支給される額が増加せず、なお較差が残ることとなる。この較差を解消するため、後述する扶養手当制度の見直しを円滑に進める観点から、平成29年度以降に予定している子に係る扶養手当の引上げの一部を本年4月に遡及して実施するとともに、給料の特例措置の一定の率を改定することが適当であると考ええる。具体的には次のとおりである。

(7) 給料表

行政職給料表の改定については、若年層は1,500円程度引き上げ、その他は400円引き上げを基本に改定を行うことが適当である。

また、医療職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行うことが適当である。

なお、教育職給料表については、静岡県の高等学校等教育職給料表

との均衡を図ることが必要である。

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表の改定状況を勘案し、所要の改定を行うことが適当である。

(ウ) 扶養手当

子に係る手当額については、現行の6,500円から6,900円に引き上げることが適当である。

(エ) 給料の特例措置

給料月額に一定の率を乗じて得た額を加える給料の特例措置については、乗じる率を現行の1.78%から1.79%に引き上げることが適当である。

イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ4.30月分とすることが適当である。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、平成29年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当である。再任用職員については、再任用職員以外の常勤の一般職の職員との均衡を図ることが適当である。

(2) 平成29年4月1日から実施する給与制度の改定(扶養手当制度の見直し)

ア 本委員会の考え方

本年、人事院は、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げること等を平成29年4月1日から段階的に実施することを勧告した。本市における給与制度は、地方公務員法において主要な給与決定原則とされている均衡の原則を考慮して、国の制度を基本としているこ

とから、本委員会は、本年の人事院の配偶者に係る扶養手当の見直しの勧告について重く受け止めたところである。

本市における配偶者に係る扶養手当をめぐる状況については、本市職員において配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること、市内の民間企業においては、配偶者手当の見直しを検討している事業所が増加傾向にあることや、近年配偶者に係る手当の見直しを行った事業所の約半数において、配偶者について特別の取扱いをしない方式が採られているなど、国と同様の状況が見られるところである。

このように、国が本年勧告したこと及び本市における配偶者に係る扶養手当をめぐる状況が変化していること、また、我が国全体として少子化対策が推進されていることや、本市が「子育て世代を全力で応援するまち」を主要政策として掲げていることなどを踏まえ、本委員会は、国と同様に扶養手当制度を見直し、平成29年4月1日から段階的に実施することが適当であると判断した。

イ 扶養手当制度の見直しの実施について

扶養手当については、現在、配偶者に係る手当額を13,000円、子や父母等に係る手当額を6,500円としているが、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額とし、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額の引上げを行うことが適当である。具体的には、配偶者及び父母等に係る手当額を6,500円とし、子に係る手当額を10,000円とする。

さらに、行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、子を除いたその他の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととする。行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員については、子を除いたその他の扶養親族に係る扶養手当を3,500円とする。

配偶者に係る手当額の減額については、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとする。各年度における具体的な手当額は、第9表のとおりとする。

なお、民間企業においては、多くの場合、配偶者に係る手当の収入制限額の設定にあたり、税制及び社会保障制度における被扶養者の基準が考慮されており、今後、それらの制度の見直しが行われることになれば、更なる配偶者手当の見直しの検討が行われていくものと考えられる。本市においても、今後の社会情勢や、国、他の地方公共団体等の動向を注視し、扶養手当制度について調査・研究を行っていく必要がある。

第9表 扶養手当制度の見直しにおける各年度の手当額 (単位:円)

扶養親族		年 度					
		平成28年度 (改定前)	平成28年度 (改定後)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職給料表7級以下	13,000	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表8級	13,000	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表9級	13,000	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子		6,500	6,900	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表8級	6,500	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表9級	6,500	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 1 「行政職給料表7級以下」、「行政職給料表8級」、「行政職給料表9級」には、これらの職務に相当する職員を含む。
 2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

(3) 給与等に関する課題

ア 常勤の一般職員以外の職員に係る勤務条件

常勤の一般職員以外の職員については、これまでも適切な処遇が確保されるよう休暇等の勤務条件の見直しが進められているところである。

今後においても、国や他の地方公共団体の状況、民間労働法制の改正状況等を考慮して、その勤務条件や任用について引き続き調査・研究を進める必要がある。

イ 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う準備

県費負担教職員の給与負担等について、道府県から政令指定都市に移譲されることが盛り込まれた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成26年5月に成立し、本市においても、現在、平成29年4月1日の移譲に向けて、関係部局にて条例・規則の整備など様々な準備作業が行われている。

移譲される教職員の給与などの勤務条件は、現在、静岡県の制度が適用されているが、移譲先である本市の制度とは一部に差異が認められることから、職務給の原則や本市制度との均衡を考慮しつつ、他の政令市の状況を踏まえて、引き続き必要な調整を行うなど、移譲が円滑に行われるよう準備を進めることが重要である。

(4) 職員の勤務条件等に関する諸課題

ア 人材の確保・育成

(7) 人材の確保

民間企業等における高い採用意欲やUターン就職を志望する学生の減少等を背景に、人材確保は引き続き厳しい状況にある。特に土木・建築などの技術職、獣医師・薬剤師・看護師などの免許資格職においては、近年応募者数が募集に対して低い水準であり、大きな課題となっている。

多様で有為な人材の確保に向け、従来からの採用説明会等の広範な広報活動に加え、新たに取り組んでいる1 day インターンシップなどの職場見学・体験を通し、求める人材像や本市の職場としての魅力・やりがいを引き続き発信していくことが必要である。また、学生の就業意識の変化などを踏まえ、各任命権者や大学等と連携し、職種に応じた的確かつ効果的な人材確保策を展開していくことが重要である。

(イ) 人材の育成

行政課題が複雑・困難化している中、限られた人的資源で対応していくためには、意欲的・積極的に課題に取り組む人材の育成が重要である。

今後においても長期的な展望に立って計画的な研修を実施することに加え、人事評価をさらに活用するなど職員一人ひとりのやる気を引き出すための取組を引き続き推進していくことが必要である。

イ 人事評価制度

能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、人事評価制度の導入を義務付けた改正地方公務員法が本年4月に施行された。

人事評価制度は、評価すること自体を目的とするものではなく、制度を通じて、職員の意欲を引き出し、その能力を最大限に発揮させることにより、一層の公務能率の向上を図っていくための制度である。その運用においては、公平公正で透明性の高い評価の実施や、評価制度の信頼性と客観性を高めていくことが重要である。より充実した制度となるよう、絶えず調査・研究を行い、評価制度のブラッシュアップを図っていく必要がある。

ウ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康維持や公務能率の向上、仕事と家庭の両立を図る観点から、重要な課題として位置付けられている。そのため、本市では職員の時間外勤務の縮減に向けて、ノー残業デーの徹底、職場単位での時間外勤務の縮減策の実施など様々な取組を行っている。その結果、職員の意識は変わってきているが、依然として長時間の時間外勤務が見受けられることから、その縮減に向けた取組を一層進めていく必要がある。

職員においては、時間外勤務の実施は、臨時的かつやむを得ない場合に限り、事前の命令のもとに行われるものであることなどの基本的なルールを再認識することが重要である。

管理監督者においては、今年度から新たな取組として一部の職場で実施している終業前に行うミーティングである「夕礼(ゆうれい)」を活用するなど、時間外勤務予定者の業務内容と退庁予定時刻を確認し、緊急業務以

外は翌日に行うよう指導することや、他の職員へ仕事を割り振るなどの調整を必要に応じて行い、時間外勤務の縮減に積極的に取り組むことが求められる。

なお、賃金不払残業はあってはならないものであり、この防止に向けて管理監督者は、職員の勤務時間を適正に管理する責務があることを強く自覚する必要がある。そして、任命権者においては、あらゆる機会を通じて管理監督者に対して指導及び周知徹底を図る必要がある。

エ 職員の勤務環境の整備等

(7) 仕事と家庭の両立支援

ワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境整備は、次世代育成支援や家族介護への支援、職員自身の生きがいの創出、キャリア形成など様々な観点から近年ますます重要になってきている。

a 育児休業制度の充実

本市では、男性職員の育児休業取得を促進するため、本年6月から勤勉手当制度を見直し、1か月以下の育児休業を取得した職員について、期末手当と同様に当該休業期間を除算せず支給割合を減じないこととした。今後も、国などで整備されている育児短時間勤務制度の導入をはじめ様々な制度を整えることにより、次世代育成支援を一層推進することが必要である。

b 家族の介護に係る制度の整備

人事院は本年、民間労働法制の改正を踏まえ、介護休暇の分割取得を可能とすることや、介護時間制度の新設等の勧告を行った。本市においても、今後、家族の介護に携わる職員の増加が予想されることから、働きながら介護ができる環境づくりを進めるため、国と同様に制度を整備していくことが必要である。

c 柔軟な働き方の検討

現代社会では、職員一人ひとりのライフスタイルが多様化している

ことから、それぞれの生活に応じた働き方が求められている。このことは、職員が安心して質の高い職務を遂行するために重要である。

昨年から、昼が長い夏は朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむために、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動「ゆう活」が展開されていることを受けて、本市でも7月から9月において勤務時間を1時間または30分早める「夏の朝方勤務のための勤務時間の弾力的割振り」が一部の職場で試行されている。この制度は、1日の時間を有効に使うことで、プライベートの充実や生きがいの創出など職員のリフレッシュのための時間が作られ、メリハリのある働き方が可能となることから、公務能率の向上にも良い影響を与えるものと期待されている。このような新しい働き方を試行する中で、効果や課題を検証し、職員の様々なライフスタイルにあった効率的で柔軟な働き方が可能となるよう環境を整備していくことが必要である。

国においては、昨年的人事院勧告を受けて、本年4月から原則すべての職員を対象にフレックスタイム制が拡充されている。フレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態として職員のワーク・ライフ・バランスに資する制度と考えられることから、本市においても、職員の勤務実態や国及び他の地方公共団体の動向等を踏まえ、引き続き調査・研究を進める必要がある。

(イ) 心の健康づくりの推進

労働者の心の健康の問題は、引き続き大きな社会問題とされており、公務の円滑な遂行においても重要な課題となっている。

本市においては、心の健康の問題により1か月以上勤務しなかった職員の人数は横ばいであるが、潜在的には、公務の複雑化、困難化等の要因により、心に何らかの悩みを持つ職員が多数いるものと思われる。今後は、不調者のケアに加えて、こうした職員が発症するのを未然に防ぐことの重要性がさらに高まるものと考えられる。心の健康の問題の予防には、すべての職員において、上司や部下、同僚と自然なコミュニケー

ションを取ることでできる職場環境づくりが大切である。

任命権者においては、本年度から公務においても義務化されたストレスチェックの積極的な受検を呼びかけるとともに、この結果を職場環境や職場の雰囲気改善にも活用するなど、職員が心身ともに健康で働きやすい職場環境を整えることが重要である。

管理監督者は、職員と積極的に関わることで、日頃から職員の心身の健康状態について十分に把握するとともに、快適な職場環境と良好な人間関係の構築に努める必要がある。

職員は、仕事や生活上の悩みについて、メンタルヘルス推進員や上司に相談するなど一人で抱え込まないように心掛けるとともに、ストレスチェックの積極的な受検を心掛け、結果によっては専門家に早めに相談するなど、自らの心の健康に十分留意することが望まれる。

(ウ) ハラスメント防止対策

パワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントは、職員の心の健康に悪影響を及ぼすとともに、職場全体の士気や公務能率の低下にもつながることから、任命権者及び管理監督者においては、日頃から職場内でのコミュニケーションを密にして、職員相互で尊重し合う気持ちを大切にするなど、職員が気持ちよく働くことのできる職場環境づくりを引き続き進めていく必要がある。

また、民間企業においては、来年1月から、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由として、上司や同僚による不適切な言動等、就業環境を害する行為を防止するために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられることとなっている。本市においても、民間における措置内容を踏まえて対応していくことが重要である。

(イ) 女性が働きやすい職場環境の整備

女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することは、有為な人材を確保するため、そして公務能率の向上のために重要である。

本市では、本年3月に女性登用の数値目標や目標達成に向けた取組を盛り込んだ行動計画「はままつ女性職員活躍応援プラン」を策定した。

そのプランの具体的取組として「女性職員キャリアアシスト研修」や「女性職員スキルアップ研修」を実施しており、女性職員のモチベーションを高めていくことや、自信をもって責任ある業務にもチャレンジすることへの支援を行っている。今後も、上司に対するイクボス研修や育児休業復帰支援研修など様々な取組を行う予定である。このような取組を積極的に行うことで、女性職員がより働きやすく、活躍しやすい環境整備を進めていくことが必要である。

オ 雇用と年金の接続

公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が60歳から65歳へと段階的に引き上げられていることにより、再任用を希望する定年退職者が増加することが見込まれている。

そのような中、再任用職員の今まで培った知識や経験を活用することが、公務能率の向上にとって一層重要になると考えられることから、フルタイムでの任用や勤務条件等について、国や他の地方公共団体の動向を踏まえながら、引き続き調査・研究していく必要がある。

カ 公務員倫理

市民との信頼関係は行政運営の根幹であり、その維持は円滑な行政運営にとって必要不可欠なものである。本委員会では、これまでも公務員倫理の保持について、繰り返し言及してきたところであるが、残念ながら、一部の職員による不祥事が発生している。

不祥事を未然に防止するためには、他人事ではなく、自らの職場で起こり得ると考えることが重要である。このような意識改革において、管理監督者は重要な役割を担うことから、本市では、本年新たに部長及び所属長等を対象としたコンプライアンス研修を実施した。

管理監督者においては、率先垂範し服務規律の遵守に努めることはもとより、職員の意識改革と組織風土の変革を図っていく必要がある。

職員においては、あらためて一人ひとりが全体の奉仕者であることを深く自覚し、公務内外を問わず高い倫理観と使命感を持ち、市民からの信頼回復に努める必要がある。

任命権者においては、本年実施した新たな取組とともに、従来実施している取組についても必要に応じて見直しを行いながら、今後においてもあらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に努め、厳正な服務規律の確保を図る必要がある。

また、職務の公正な執行及び公務に対する市民の信頼確保を図るため、本年4月から退職管理制度が導入された。同制度については、再就職した元職員のみならず現職職員においても、いわゆる働きかけ規制など退職管理に係る規制内容や違反した場合の罰則等について十分理解することが重要である。任命権者は、このことについて引き続き適切に周知徹底を図る必要がある。

1.1 おわりに

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇を確保することを目的にしているもので、民間準拠により職員の給与等を決定していく方法は、長期的視点において、職員の給与水準を市民の理解と支持を得て保障し、人材の確保、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものである。

本年の公民比較においては、本市職員の月例給及び特別給が民間給与を下回っていることから、先に述べた内容の勧告を行うこととした。また併せて、扶養手当制度について、国に準じて来年度から見直す勧告を行うこととした。

本年については、一昨年・昨年に続く引上げ改定となるが、職員は、比較する民間給与が、グローバルな企業間競争など厳しい経営環境の中で事業活動を行った結果、確保されているものであることを真摯に受け止めなければ

ならない。

本格的な人口減少社会に直面する中、本市には、今まで以上に高度な行政需要への対応が求められていることから、職務に従事する職員の心身への負担はますます大きなものとなっている。

任命権者においては、職員が公務に対する強い意識と熱意を持ち、その能力を最大限に発揮できる良好な職場環境づくりに努められたい。

職員においては、全体の奉仕者として、改めて市政の果たす役割と職責の重大さを自覚し、公務に携わる者として高い倫理観を堅持し、それぞれの職場で市民の期待と信頼に応えられるよう切に要望する。

議会、市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 公民の給与較差に基づく給与の改定

(1) 給料表

行政職給料表、医療職給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 扶養手当

報告「10 むすび」のとおり改定すること。

(3) 給料の特例措置

報告「10 むすび」のとおり改定すること。

(4) 勤勉手当

ア 平成28年12月期に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。再任用職員については、0.425月分とすること。

イ 平成29年6月期以降に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については0.4月分とすること。

2 扶養手当制度の見直し

(1) 配偶者に係る手当の月額を 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級である職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員（(3)において「8 級職員等」という。）にあっては 3,500 円）とすること。

(2) 子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあっては、浜松市職員の給与に関する条例第 10 条第 4 項

の規定により加算される前の額)を1人につき10,000円とすること。

- (3) 8級職員等に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- (4) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (5) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級である職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員に対しては、扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこととすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、1の(4)のイはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(4)のイ及び2は平成29年4月1日から実施すること。

(2) 扶養手当の月額等の経過措置

報告「10 むすび」第9表のとおりとすること。

61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
94		294,000	341,800	380,700					
95		294,400	342,300	381,100					
96		294,800	342,700	381,500					
97		295,000	342,800	381,800					
98		295,300	343,300	382,300					
99		295,700	343,700	382,700					
100		296,100	344,000	383,100					
101		296,300	344,300	383,400					
102		296,600	344,700						
103		297,000	345,100						
104		297,300	345,500						
105		297,500	346,000						
106		297,800	346,400						
107		298,200	346,800						
108		298,500	347,200						
109		298,700	347,700						
110		299,100	348,100						
111		299,500	348,400						
112		299,800	348,700						
113		299,900	349,200						
114		300,200							
115		300,500							
116		300,900							
117		301,100							
118		301,300							
119		301,600							
120		301,900							
121		302,300							
122		302,500							
123		302,800							
124		303,100							
125		303,400							
再任用 職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
1		245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
2		247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
3		250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
4		252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
5		255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
6		258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
7		262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
8		266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
9		270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
10		274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
11		278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
12		282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
13		285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
14		289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
15		293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
16		297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
17		301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
18		305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
19		308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
20		312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
21		315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
22		319,400	394,500	449,000	514,700	
23		322,900	397,100	451,400	516,600	
24		326,400	399,500	453,700	518,500	
25		329,900	401,800	455,800	520,200	
26		332,700	404,100	458,100	522,000	
27		335,300	406,400	460,300	523,800	
28		337,900	408,700	462,600	525,600	
29		340,700	411,000	464,800	527,400	
30		342,800	413,100	467,100	529,200	
31		345,000	415,100	469,400	531,000	
32		347,400	417,200	471,600	532,800	
33		349,700	419,300	473,600	534,400	
34		352,100	421,200	475,700	536,200	
35		354,300	423,200	477,800	537,900	
36		356,800	425,200	479,900	539,700	
37		359,200	427,200	482,000	541,300	
38		361,600	429,200	483,800	542,900	
39		364,000	431,200	485,600	544,300	
40		366,200	433,200	487,400	545,900	
41		368,500	435,100	489,100	547,400	
42		369,900	436,900	490,900	548,800	
43		371,400	438,600	492,700	550,200	
44		372,800	440,400	494,500	551,500	
45		374,300	442,300	496,100	552,700	
46		375,700	444,100	497,800	553,700	
47		377,200	445,900	499,600	554,700	
48		378,700	447,600	501,400	555,700	
49		379,900	449,400	503,000	556,700	
50		380,900	451,100	504,300	557,600	

51	381,900	452,900	505,600	558,500	
52	382,800	454,700	506,900	559,400	
53	383,800	456,600	508,100	560,200	
54	384,700	457,800	509,400	561,100	
55	385,600	459,000	510,700	562,000	
56	386,500	460,200	512,000	562,900	
57	387,400	461,400	513,000	563,800	
58	388,300	462,400	513,800	564,700	
59	389,100	463,400	514,600	565,600	
60	389,900	464,400	515,400	566,300	
61	390,600	465,200	516,300	567,200	
62	391,100	465,900	517,100	568,100	
63	391,500	466,600	518,000	569,000	
64	392,000	467,300	518,800	569,900	
65	392,300	468,000	519,700	570,800	
66		468,700	520,600		
67		469,400	521,300		
68		470,100	522,200		
69		470,500	523,100		
70		471,200	523,900		
71		471,900	524,800		
72		472,600	525,700		
73		473,000	526,500		
74		473,600	527,400		
75		474,300	528,300		
76		475,000	529,000		
77		475,400	529,800		
78		476,000	530,700		
79		476,600	531,600		
80		477,100	532,500		
81		477,700	533,300		
82		478,200	534,200		
83		478,700	535,100		
84		479,200	536,000		
85		479,600	536,800		
86		480,200	537,700		
87		480,600	538,600		
88		481,100	539,500		
89		481,600	540,300		
90		482,200			
91		482,800			
92		483,200			
93		483,700			
94		484,300			
95		484,900			
96		485,500			
97		486,000			
再任用 職員	295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

(参考資料)

目 次

(頁)

1 市職員給与関係資料

平成28年職員給与等実態調査の概要	35
第1表 給料表別平均給与月額等	36
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	38
その1 行政職給料表	38
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	40
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	42
その2 教育職給料表	44
その3 医療職給料表	47
第3表 給料表別、年齢別職員数	49
その1 行政職給料表	49
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	50
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	51
その2 教育職給料表	52
その3 医療職給料表	53
第4表 扶養親族数別職員数	54
第5表 住居手当の支給状況	55
第6表 通勤手当の支給状況	56
第7表 管理職手当の対象職員	57
第8表 職員数の比較	58
第9表 再任用職員の級別人員	58

2 民間給与関係資料

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	59
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	60
第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	61
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	62
その1 公民給与比較の対象職種	62
その2 公民給与比較の対象外職種	70
その3 再雇用者	72
第13表 民間における初任給の改定状況	73
第14表 民間における定期昇給制度の状況	73
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	74
第16表 民間における家族手当の支給状況	74
その1 家族手当の支給状況	74
その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	74
その3 家族手当の手当額の定め方	75
その4 扶養家族の構成別支給額	75
第17表 民間における住宅手当の支給状況	75
第18表 民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	76
第19表 公民比較における比較対象従業員	77

3 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標	78
-------------	----

1 市職員給与関係資料

平成 28 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった平成 28 年職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と調査期日

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成 28 年 4 月 1 日現在における職員給与を調査したものである。

(2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ① 技能労務職員
- ② 企業職員
- ③ 臨時的任用職員
- ④ 休職中の職員
- ⑤ 育児休業中の職員
- ⑥ 在籍専従の許可を受けている職員
- ⑦ 派遣されている職員
- ⑧ 再任用職員
- ⑨ 任期付職員

(3) 分類

集計に当たり、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
教育職給料表	高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手、幼児言語障害学級を担任する教諭、助教諭及び講師並びに指導主事
医療職給料表	病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	性別構成比		平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別人員構成比			
		男	女			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		人	%			%	歳	年	%
行政職	4,401	68.7	31.3	40.9	19.3	53.2	14.9	31.6	0.3
事務職員・技術職員	2,680	77.1	22.9	42.7	20.9	61.0	8.0	30.7	0.3
その他の職員 ※1	1,721	55.5	44.5	38.0	16.7	41.0	25.6	33.1	0.3
教育職	150	70.7	29.3	47.3	24.5	98.6	0.7	0.7	0.0
医療職	8	87.5	12.5	50.9	25.9	100.0	0.0	0.0	0.0
計	4,559	69.7	30.3	41.1	19.4	54.8	14.4	30.5	0.3
公民比較の対象 ※2	2,625	77.6	22.4	43.1	21.3	60.5	8.1	31.1	0.3

- (注) 1 「その他の職員※1」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等
 2 「公民比較の対象※2」は、行政職（事務職員・技術職員）から新規学卒者55人を除いたもの
 3 「単身赴任手当ほか※3」には、単身赴任手当以外に教員特別手当、初任給調整手当等が含まれる。
 4 「通勤手当※4」は、公民比較の対象外であるため、合計に含めていない。

(平成28年職員給与等実態調査)

平均給与月額								通勤手当 ※4
給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職 手当	単身赴任 手当ほか ※3	合計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
316,129	9,392	10,124	335,645	4,908	6,945	95	347,593	7,253
328,454	10,217	10,662	349,333	4,470	9,522	155	363,480	7,377
296,936	8,106	9,285	314,327	5,591	2,931	0	322,849	7,061
419,156	13,367	13,681	446,204	4,331	5,884	3,139	459,558	7,020
528,244	20,563	40,078	588,885	6,150	66,977	327,300	989,312	5,899
319,891	9,542	10,293	339,726	4,891	7,015	769	352,401	7,243
331,478	10,431	10,770	352,679	4,516	9,722	158	367,075	7,328

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

(平成28年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1			2						2
2									
3			3	1					
4		9							
5		66	11						
6			1						
7		13	2						
8		6							
9	7	59	13					1	
10			2						
11		23	4						
12	10	19	9						
13	6	78	64						2
14		2	7						2
15		22	24						2
16	6	13	17						3
17	13	65	63						2
18		1	5						3
19	2	36	29						3
20		8	9						2
21	13	74	60						2
22		2	10						1
23	2	15	17						2
24	2	8	18	1					
25	9	60	74	1					3
26	1	2	6					1	3
27	2	22	27					2	
28	2	3	15					1	
29	101	9	47	3				4	1
30			9	1				5	
31	5	4	34				8	4	1
32	58	1	20				31	4	1
33	35		44	2				2	
34	2	2	6					7	
35	2		18	3				4	
36	2		21	1			3	6	
37	9	1	29	7			2	4	1
38			17	2	1		6	3	
39	1	1	25	4			4	2	
40	2		21	2			3	2	
41	1		59	9		1	9		
42			11	1	1		8		
43			31	12	1	1	4	1	
44	1		14	3	3		11		
45			83	28	2	1	2	5	
46			19	15			3		
47			33	24		1	7		
48			18	7	5	1	5		
49			62	20	3	3			
50			28	22	2	10	3		
51			51	19	5	59	1		
52			16	28	2				
53			72	33	7	2	1		
54			15	18	6	1			
55			39	24	13	1			
56			15	20	7	1	2		
57			51	26	7	1			
58			26	15	7		2		
59			27	25	3	1			
60			7	22	4	4			
61			54	13	5	1	2		
62			21	12	10	2			
63			22	12	5	2			
64			15	14	5				

号給	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			37	5	5					
66			16	7	3	4				
67			22	9	3	18				
68			10	7	8	19				
69			7	2	8	10				
70			6	8	5	4				
71			4	7	4	16				
72			9	3	1	7				
73			15	5	2	8				
74			10	4	4	4				
75			28		37	3				
76			11	1	3	2				
77			16	1	1	19				
78			12	4	5					
79			24	2	3					
80			10	1	2					
81			8	1	6					
82			13	2	3					
83			5	7	2					
84			11	6	8					
85			4	4	156					
86			6	12						
87			7	7						
88			3	5						
89			3	15						
90			6	6						
91			4	12						
92			2	12						
93			3	182						
94			1							
95			4							
96			2							
97			2							
98			3							
99										
100			1							
101				2						
102			3							
103										
104										
105										
106			1							
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113			2							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計 (構成比%)	294 (6.7)	624 (14.2)	1,903 (43.2)	789 (17.9)	373 (8.5)	207 (4.7)	117 (2.7)	58 (1.3)	36 (0.8)	
								総計	4,401 (100.0)	

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									2
2									
3									
4				1					
5		9							
6		27							
7			1						
8		9							
9		5							
10	2	21						1	
11		12							
12	4	15	5						
13	2	36	22						2
14			4						1
15		11	15						2
16	2	10	5						2
17	3	38	40						2
18			2						3
19	2	25	11						3
20		7	5						2
21	1	29	34						2
22		2	2						1
23	2	6	9						2
24		3	5						
25	3	30	37						3
26		1	4					1	3
27	2	13	14					2	
28			7					1	
29	52	2	25	1				3	1
30		4	4					5	
31		1	15				6	1	1
32	40		13				26	3	1
33	14		27					2	
34			4					5	
35	1		12	1				4	
36			12				3	4	
37			14	1			2	4	1
38			8		1		6	3	
39		1	12	4			4	1	
40			9	1			2	1	
41			40	4			8		
42			9		1		8		
43			21	7	1	1	4	1	
44			7	3	3		8		
45			47	22	1	1	1	4	
46			11	11			2		
47			21	17		1	4		
48			10	2	2	1	5		
49			40	13		2			
50			18	17		10	3		
51			32	12	4	42	1		
52			9	21	2				
53			59	21	7	1	1		
54			7	14	2	1			
55			32	15	6	1			
56			11	14	4		2		
57			25	20	6	1			
58			18	11	4		1		
59			17	22	1	1			
60			3	14	1	4			
61			38	10	2		2		
62			13	11	5	1			
63			12	10	4	2			
64			14	10	1				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			26	4	4				
66			9	6	2	3			
67			15	4	3	15			
68			2	4	6	12			
69			4		4	9			
70			3	6	5	3			
71			4	7	4	11			
72			5	2		6			
73			9	3	2	7			
74			5	2	4	4			
75			20		23	2			
76			8	1	3	2			
77			14	1	1	16			
78			6	4	5				
79			14		2				
80			7	1	2				
81			6		5				
82			11	2	2				
83			3	7	2				
84			8	5	3				
85			4	4	117				
86			4	10					
87			7	6					
88			2	5					
89			3	11					
90			5	4					
91			2	6					
92			1	7					
93			2	106					
94			1						
95			2						
96			1						
97			1						
98			3						
99									
100			1						
101				2					
102			1						
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	130 (4.8)	313 (11.7)	1,110 (41.4)	530 (19.8)	257 (9.6)	161 (6.0)	99 (3.7)	46 (1.7)	34 (1.3)
							総計		2,680 (100.0)

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1			2						
2									
3			3						
4									
5		39	11						
6									
7		4	2						
8		1							
9	5	38	13						
10			2						
11		11	4						
12	6	4	4						
13	4	42	42						
14		2	3						1
15		11	9						
16	4	3	12						1
17	10	27	23						
18		1	3						
19		11	18						
20		1	4						
21	12	45	26						
22			8						
23		9	8						
24	2	5	13	1					
25	6	30	37	1					
26	1	1	2						
27		9	13						
28	2	3	8						
29	49	7	22	2				1	
30			5	1					
31	5	3	19				2	3	
32	18	1	7				5	1	
33	21		17	2					
34	2	2	2					2	
35	1		6	2					
36	2		9	1				2	
37	9	1	15	6					
38			9	2					
39	1		13					1	
40	2		12	1			1	1	
41	1		19	5		1	1		
42			2	1					
43			10	5					
44	1		7				3		
45			36	6	1		1	1	
46			8	4			1		
47			12	7			3		
48			8	5	3				
49			22	7	3	1			
50			10	5	2				
51			19	7	1	17			
52			7	7					
53			13	12		1			
54			8	4	4				
55			7	9	7			1	
56			4	6	3	1			
57			26	6	1				
58			8	4	3			1	
59			10	3	2				
60			4	8	3				
61			16	3	3				
62			8	1	5	1			
63			10	2	1				
64			1	4	4				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			11	1	1				
66			7	1	1	1			
67			7	5		3			
68			8	3	2	7			
69			3	2	4	1			
70			3	2		1			
71						5			
72			4	1	1	1			
73			6	2		1			
74			5	2					
75			8		14	1			
76			3						
77			2			3			
78			6						
79			10	2	1				
80			3						
81			2	1	1				
82			2		1				
83			2						
84			3	1	5				
85					39				
86			2	2					
87				1					
88			1						
89				4					
90			1	2					
91			2	6					
92			1	5					
93			1	76					
94									
95			2						
96			1						
97			1						
98									
99									
100									
101									
102			2						
103									
104									
105									
106			1						
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			2						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	164 (9.5)	311 (18.1)	793 (46.1)	259 (15.0)	116 (6.8)	46 (2.7)	18 (1.0)	12 (0.7)	2 (0.1)
							総計		1,721 (100.0)

その2 教育職給料表

給 号	職務の級	1級	2級	3級	4級
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					1
25					2
26					
27					
28					
29					1
30					1
31					
32					3
33					1
34					
35					
36			1		
37			1		
38			1		1
39					
40					
41					
42					1
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50				1	
51				2	
52				2	
53				1	
54					
55			1		
56					
57					
58			1	1	
59				1	
60					
61				4	
62					
63			1		
64				1	
65				2	
66					
67					
68					

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
69		人	人	人	人
70			1	1	
71			1		
72					
73				1	
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80			1		
81			1		
82			1	1	
83					
84			1		
85					
86			4		
87			2		
88			2		
89					
90			1		
91			1		
92			2		
93			3		
94			4		
95			3		
96			2		
97			2		
98			4		
99					
100			4		
101			2		
102			1		
103			3		
104			3		
105			1		
106			5		
107			1		
108			1		
109			4		
110					
111			5		
112			3		
113			3		
114					
115			1		
116			1		
117			3		
118			1		
119			3		
120			1		
121			3		
122			1		
123			2		
124			1		
125			3		
126			1		
127			3		
128			1		
129					
130			1		
131					
132			1		
133			2		
134			1		
135			2		
136			2		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
137	人	人	人	人
138		1		
139		2		
140		1		
141		1		
142				
143		3		
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計 (構成比%)	0 (0.0)	121 (80.7)	18 (12.0)	11 (7.3)
			総計	150 (100.0)

その3 医療職給料表

給 号	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5				1		
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32					1	
33						
34						
35						
36					1	
37						
38						
39						
40					1	
41						
42						
43						
44					1	
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54					1	
55						
56					1	
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
65					
66					
67			1		
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計 (構成比%)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (25.0)	6 (75.0)	0 (0.0)
				総計	8 (100.0)

第3表 給料表別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

(平成28年職員給与等実態調査)

職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下									
18歳	5								
19	11								
20	19								
21	20								
22	76								
23	81								
24	52	46							
25	16	69							
26	6	89							
27	3	112							
28	2	114	9						
29	1	90	15						
30	1	62	60						
31		24	85						
32		13	96						
33		4	99						
34		1	128						
35	1		106						
36			124	1					
37			123	2					
38			140	7					
39			134	10					
40			145	19					
41			123	34					
42			118	45	1				1
43			93	53	1				
44			78	55	25				
45			59	48	20	1			
46			45	58	21	1			
47			30	51	30	6	2		
48			23	41	19	5	3		
49			12	41	24	12	2		
50			13	41	17	7	2	1	
51			4	45	26	12	6		1
52			7	29	26	15	9	3	
53			9	28	23	22	13	3	
54			3	34	24	19	10	2	1
55			6	32	21	23	12	7	4
56			5	23	24	19	17	9	6
57			3	40	23	25	15	9	4
58			3	30	16	19	13	10	10
59			5	22	31	21	13	14	9
60					1				
61									
62									
63									
64									
65									
66~69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	294 (23.2)	624 (28.0)	1,903 (39.0)	789 (49.0)	373 (52.0)	207 (54.8)	117 (55.4)	58 (57.0)	36 (57.3)
総計									4,401 (40.9)

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下										
18歳		2								
19		4								
20		6								
21		5								
22		45								
23		35								
24		22	21							
25		6	25							
26		2	42							
27		1	67							
28		1	51							
29			56	1						
30		1	25	20						
31			14	39						
32			9	40						
33			3	46						
34				59						
35				61						
36				78						
37				65						
38				86						
39				81	1					
40				95	7					
41				79	20					
42				87	25	1				1
43				62	38	1				
44				58	45	10				
45				43	39	11	1			
46				38	49	12	1			
47				20	40	17	6	2		
48				13	30	16	4	3		
49				8	33	18	10	2		
50				8	35	15	5	2	1	
51				3	28	17	8	4		1
52				4	15	20	12	8	3	
53				7	15	20	17	10	3	
54				1	21	21	14	9	2	1
55				2	22	12	15	11	6	4
56				1	14	19	15	13	6	6
57				1	22	15	19	12	5	3
58				1	16	8	16	11	9	9
59				3	15	24	18	12	11	9
60										
61										
62										
63										
64										
65										
66～69										
70歳以上										
計 (平均年齢)		130 (23.2)	313 (28.2)	1,110 (39.8)	530 (49.0)	257 (52.4)	161 (54.8)	99 (55.4)	46 (56.9)	34 (57.2)
									総計	2,680 (42.7)

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下									
18歳	3								
19	7								
20	13								
21	15								
22	31								
23	46								
24	30	25							
25	10	44							
26	4	47							
27	2	45							
28	1	63	9						
29	1	34	14						
30		37	40						
31		10	46						
32		4	56						
33		1	53						
34		1	69						
35	1		45						
36			46	1					
37			58	2					
38			54	7					
39			53	9					
40			50	12					
41			44	14					
42			31	20					
43			31	15					
44			20	10	15				
45			16	9	9				
46			7	9	9				
47			10	11	13				
48			10	11	3	1			
49			4	8	6	2			
50			5	6	2	2			
51			1	17	9	4	2		
52			3	14	6	3	1		
53			2	13	3	5	3		
54			2	13	3	5	1		
55			4	10	9	8	1	1	
56			4	9	5	4	4	3	
57			2	18	8	6	3	4	1
58			2	14	8	3	2	1	1
59			2	7	7	3	1	3	
60					1				
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	164 (23.2)	311 (27.8)	793 (37.9)	259 (49.0)	116 (51.3)	46 (54.8)	18 (55.7)	12 (57.6)	2 (58.4)
							総計		1,721 (38.0)

その2 教育職給料表

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級
17歳以下	人	人	人	人
18歳				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30		3		
31				
32				
33				
34		1		
35		3		
36				
37		3		
38		2		
39		5		
40		4		
41		7		
42		9		
43		11		
44		3		
45		10	1	
46		8		
47		10	1	
48		6	1	
49		8	1	
50		4	2	
51		4	3	
52		3	4	
53		5	3	1
54		3		5
55		3	1	3
56		2	1	2
57		3		
58		1		
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66～69				
70歳以上				
計 (平均年齢)	0 (0.0)	121 (46.0)	18 (51.6)	11 (55.0)
			総計	150 (47.3)

その3 医療職給料表

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
17歳以下					
18歳					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35			1		
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45				1	
46				1	
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53				2	
54					
55				1	
56					
57			1		
58					
59				1	
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66~69					
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	0	2 (46.4)	6 (52.4)	0 (0.0)
				総計	8 (50.9)

第4表 扶養親族数別職員数

(平成28年職員給与等実態調査)

扶養親族数	職員数	うち扶養親族たる配偶者を有する者
1 人	629 人	268 人
2 人	679	281
3 人	654	521
4 人	168	152
5 人	16	15
6人以上	1	1
小 計	2,147	1,238
支給されていない職員	2,412	
合 計	4,559	

(注) 1 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 扶養手当の額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第5表 住居手当の支給状況

(平成28年職員給与等実態調査)

区 分		職員数
支給されている職員		905 人
借家・借間	月額11,000円未満	4
	月額11,000円以上25,700円未満	225
	月額25,700円	676
支給されていない職員		3,654
合 計		4,559
支給されている職員1人当たりの額		24,641円

第6表 通勤手当の支給状況

(平成28年職員給与等実態調査)

区 分	支給月額	職員数
	円	人
支給されている職員		4,162
交通機関利用者		816
交通用具（自動車等）使用者		3,234
片道5km未満	2,000	756
片道5km以上 10km未満	4,200	1,123
片道10km以上 15km未満	7,100	704
片道15km以上 20km未満	10,000	321
片道20km以上 25km未満	12,900	141
片道25km以上 30km未満	15,800	76
片道30km以上 35km未満	18,700	29
片道35km以上 40km未満	21,600	22
片道40km以上 45km未満	24,400	23
片道45km以上 50km未満	26,200	15
片道50km以上 55km未満	28,000	10
片道55km以上 60km未満	29,800	6
片道60km以上	31,600	8
交通機関と交通用具の併用者		112
支給されていない職員		397
計		4,559
支給されている職員1人当たりの額	7,934円	

(注) 通勤による環境への負荷の低減を図るため、平成33年3月31日まで一定の条件のもと、自動車等を使用する職員は上記金額から1,000円を減額し、自転車、公共交通機関等を使用する職員は1,000円を加算して支給されている。

第7表 管理職手当の対象職員

(平成28年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
1種	104,200	部長、区長	24
2種	99,100	担当部長	6
3種	94,000	参与	9
4種	82,200	次長、副区長	42
5種	77,400	参事、本庁の課長	108
6種	66,400	副参事	36
7種	62,300	区役所の課長	33
8種	51,900	専門監	174
9種	49,600	本庁の課長補佐	30
10種	46,300	区役所の課長補佐	25
その他		病院長ほか	5
計			492

(注) 55歳を超える職員のうち行政職給料表6級以上の職員は、上記金額に100分の1.3を乗じて得た額を減じて支給されている。

第8表 職員数の比較

区分 給料表	平成28年4月	平成27年4月	(A) - (B)	(A) / (B)
	(A)	(B)		
行政職	人 4,693	人 4,699	人 △ 6	% 99.9
事務職員・技術職員	2,835	2,838	△ 3	99.9
その他の職員※	1,858	1,861	△ 3	99.8
教育職	150	149	1	100.7
医療職	8	9	△ 1	88.9
技能労務職	265	277	△ 12	95.7
企業職	268	270	△ 2	99.3
計	5,384	5,404	△ 20	99.6

(注) 1 対象は、一般職の常勤職員

2 「その他の職員※」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等

第9表 再任用職員の級別人員

フルタイム勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1

短時間勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 137	人 255	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 392

2 民間給与関係資料

平成 28 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成 28 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 363 事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種
(うち初任給関係職種 18 職種)

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3) のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 10 層に層化し、これらの層から無作為に抽出された 117 事業所の実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係 803 人、初任給関係以外の調査職種 5,472 人（行政職に相当する調査実人員 5,039 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、27,400 人であり、行政職に相当するものは 22,774 人である。）

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 10 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	109	17	14	13	43	22
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	4	1	0	0	2	1
製造業	61	8	7	9	24	13
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	10	4	1	2	1	2
卸売業、小売業	11	2	0	1	4	4
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	6	2	2	0	2	0
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	17	0	4	1	10	2

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が 8 所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業（郵便局に分類されるものを除く。）及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	192,629	194,789	189,411	* 191,287
		短大卒	169,855	168,299	172,528	* 169,573
		高校卒	159,729	158,779	160,838	160,235
	新卒技術者	大学卒	199,616	202,738	195,942	* 200,667
		短大卒	177,236	175,271	179,853	-
		高校卒	164,460	163,762	164,284	* 167,050
	新卒事務員・技術者計	大学卒	194,786	197,019	191,777	193,632
		短大卒	172,353	170,599	175,345	* 169,573
		高校卒	161,402	160,356	162,214	162,641

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支店長	9	51.2	734,730	239	734,491	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大学卒	7	49.5	689,218	304	688,914	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	*	*	*	*	*	
中学卒	*	*	*	*	*	
工場長	2	52.0	832,465	0	832,465	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	2	52.0	832,465	0	832,465	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	109	52.3	580,406	440	579,966	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	83	52.8	602,262	529	601,733	
短大卒	10	48.6	471,628	494	471,134	
高校卒	16	52.9	555,274	0	555,274	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	77	51.8	611,098	315	610,783	同上
大学卒	60	52.3	626,540	247	626,293	
短大卒	7	53.3	556,520	1,284	555,236	
高校卒	10	48.2	566,204	0	566,204	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	68	52.3	535,979	14,808	521,171	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
大学卒	51	52.6	549,369	16,666	532,703	
短大卒	6	53.0	508,518	5,210	503,308	
高校卒	11	50.6	492,531	11,855	480,676	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	20	51.6	504,900	479	504,421	同上
大学卒	13	52.2	486,479	628	485,851	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	6	52.0	571,984	298	571,686	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	291	49.1	508,993	3,776	505,217	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大学卒	199	49.0	516,025	4,264	511,761	
短大卒	34	48.3	477,646	3,185	474,461	
高校卒	58	50.1	502,391	2,371	500,020	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	279	49.0	530,241	9,752	520,489	同上
大学卒	186	49.2	536,634	8,943	527,691	
短大卒	22	49.7	514,868	22,683	492,185	
高校卒	70	48.4	513,207	8,486	504,721	
中学卒	*	*	*	*	*	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考		
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
							人	歳
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	132	48.1	465,517	26,123	439,394	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）	
	大 学 卒	101	47.4	475,010	28,791	446,219		
	短 大 卒	13	48.8	436,189	20,345	415,844		
	高 校 卒	17	50.5	436,862	18,115	418,747		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	136	50.3	491,349	10,203	481,146		同 上
	大 学 卒	119	50.6	496,671	9,065	487,606		
	短 大 卒	8	47.0	419,007	4,577	414,430		
	高 校 卒	9	48.6	481,114	31,780	449,334		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	391	44.6	434,565	60,172	374,393		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	250	44.1	443,124	61,751	381,373		
	短 大 卒	57	44.2	394,455	54,462	339,993		
	高 校 卒	82	46.7	432,839	58,645	374,194		
	中 学 卒	2	54.0	421,817	53,120	368,697		
	技術係長	323	44.1	504,119	109,349	394,770		同 上
	大 学 卒	210	43.4	511,140	118,091	393,049		
	短 大 卒	30	47.6	461,827	64,512	397,315		
	高 校 卒	83	46.1	487,566	83,881	403,685		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	328	42.0	374,443	47,703	326,740		係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	197	39.7	375,365	48,255	327,110		
	短 大 卒	46	43.8	355,546	42,492	313,054		
	高 校 卒	84	46.1	384,317	49,410	334,907		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	287	40.3	420,264	76,170	344,094		同 上
	大 学 卒	149	39.3	434,047	87,342	346,705		
	短 大 卒	33	43.2	371,469	44,151	327,318		
高 校 卒	104	41.1	415,261	68,946	346,315			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事務係員	1,490	37.8	301,228	28,652	272,576			
大 学 卒	694	34.9	296,297	30,173	266,124			
短 大 卒	251	40.9	283,930	21,720	262,210			
高 校 卒	538	40.6	317,330	30,047	287,283			
中 学 卒	7	54.0	329,961	21,858	308,103			
技術係員	1,097	34.3	341,890	63,729	278,161			
大 学 卒	587	32.7	355,724	76,460	279,264			
短 大 卒	128	38.2	344,542	59,464	285,078			
高 校 卒	377	36.5	314,280	40,407	273,873			
中 学 卒	5	37.6	363,509	55,187	308,322			

2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	8	52.8	798,565	289	798,276	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	6	51.2	762,498	390	762,108	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
工 場 長	2	52.0	832,465	0	832,465	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	2	52.0	832,465	0	832,465	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	80	53.7	637,322	685	636,637	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	66	53.8	650,131	734	649,397	
短 大 卒	4	50.8	535,194	1,699	533,495	
高 校 卒	10	54.0	598,526	0	598,526	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部長	62	52.9	642,936	420	642,516	同 上
大 学 卒	54	53.0	638,259	285	637,974	
短 大 卒	4	53.8	632,529	2,845	629,684	
高 校 卒	4	51.2	719,675	0	719,675	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	40	53.3	615,489	290	615,199	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長-課長間)
大 学 卒	31	53.8	622,530	168	622,362	
短 大 卒	3	54.1	622,065	0	622,065	
高 校 卒	6	50.2	578,532	1,021	577,511	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	15	54.5	561,799	762	561,037	同 上
大 学 卒	10	55.7	524,987	988	523,999	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	5	52.5	622,290	392	621,898	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	205	49.6	546,752	2,269	544,483	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	145	49.5	551,044	2,202	548,842	
短 大 卒	20	49.6	518,505	5,002	513,503	
高 校 卒	40	50.2	542,784	1,248	541,536	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長	213	49.7	550,526	4,423	546,103	同 上
大 学 卒	145	49.7	555,275	5,693	549,582	
短 大 卒	17	50.8	516,874	136	516,738	
高 校 卒	50	49.6	543,036	691	542,345	
中 学 卒	*	*	*	*	*	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考		
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
							人	歳
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	107	48.0	485,071	27,251	457,820	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）	
	大 学 卒	88	47.8	487,265	26,187	461,078		
	短 大 卒	8	47.9	443,719	35,159	408,560		
	高 校 卒	10	48.6	494,956	32,400	462,556		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	128	50.7	499,039	10,973	488,066		同 上
	大 学 卒	115	50.9	500,618	9,439	491,179		
	短 大 卒	6	48.2	454,468	6,619	447,849		
	高 校 卒	7	49.6	508,167	44,875	463,292		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	243	45.1	474,342	68,717	405,625		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	172	44.7	473,149	67,120	406,029		
	短 大 卒	22	44.5	440,298	63,286	377,012		
	高 校 卒	47	46.9	499,600	80,507	419,093		
	中 学 卒	2	54.0	421,817	53,120	368,697		
	技術係長	278	44.2	514,785	114,227	400,558		同 上
	大 学 卒	186	43.4	517,857	121,677	396,180		
	短 大 卒	23	48.8	483,152	70,449	412,703		
	高 校 卒	69	46.3	513,631	90,303	423,328		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	231	41.5	396,270	54,593	341,677		係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	148	39.2	391,658	53,838	337,820		
	短 大 卒	21	44.3	377,311	50,671	326,640		
	高 校 卒	61	46.0	415,034	57,536	357,498		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	203	40.0	454,216	93,788	360,428		同 上
	大 学 卒	99	38.2	465,986	107,867	358,119		
	短 大 卒	18	45.8	438,182	63,162	375,020		
高 校 卒	86	41.5	440,590	79,619	360,971			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務係員	886	37.8	321,828	30,688	291,140			
大 学 卒	439	33.8	306,725	29,827	276,898			
短 大 卒	124	42.0	313,198	28,769	284,429			
高 校 卒	318	42.0	348,504	32,800	315,704			
中 学 卒	5	54.1	338,669	32,674	305,995			
技術係員	743	33.7	338,625	60,042	278,583			
大 学 卒	418	32.0	354,045	74,917	279,128			
短 大 卒	67	37.2	341,271	53,012	288,259			
高 校 卒	255	36.8	307,515	31,045	276,470			
中 学 卒	3	33.6	240,318	6,623	233,695			

3 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	20	50.8	513,193	52	513,141	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	12	49.9	511,215	87	511,128	
短 大 卒	4	51.0	477,436	0	477,436	
高 校 卒	4	53.2	554,655	0	554,655	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	9	48.8	507,662	0	507,662	同 上
大 学 卒	4	46.5	538,450	0	538,450	
短 大 卒	3	52.8	493,982	0	493,982	
高 校 卒	2	47.5	466,606	0	466,606	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	27	51.4	473,994	27,279	446,715	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長-課長間)
大 学 卒	20	51.5	486,951	30,742	456,209	
短 大 卒	2	51.5	451,198	11,847	439,351	
高 校 卒	5	50.9	431,207	19,579	411,628	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	5	46.7	409,000	0	409,000	同 上
大 学 卒	3	46.2	419,233	0	419,233	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	72	48.8	452,258	7,170	445,088	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	46	48.3	453,796	9,258	444,538	
短 大 卒	11	48.3	450,658	1,996	448,662	
高 校 卒	15	50.5	448,714	4,586	444,128	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長	42	46.1	462,192	37,298	424,894	同 上
大 学 卒	27	46.5	455,358	29,126	426,232	
短 大 卒	4	45.7	510,127	92,549	417,578	
高 校 卒	11	45.1	461,484	37,204	424,280	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	22	47.5	425,725	25,695	400,030	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	12	45.1	431,802	42,097	389,705	
	短 大 卒	5	49.7	428,750	5,711	423,039	
	高 校 卒	5	51.3	408,145	6,239	401,906	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	8	44.6	389,480	0	389,480	
	大 学 卒	4	44.0	401,007	0	401,007	
	短 大 卒	2	44.5	339,525	0	339,525	
	高 校 卒	2	46.0	415,458	0	415,458	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	128	43.7	380,625	49,916	330,709	
	大 学 卒	74	42.9	377,327	49,407	327,920	
	短 大 卒	31	44.2	379,518	52,611	326,907	
	高 校 卒	23	45.6	392,721	47,936	344,785	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	35	43.2	350,408	41,093	309,315	
	大 学 卒	17	42.9	356,178	38,586	317,592	
	短 大 卒	7	40.4	330,456	27,935	302,521	
	高 校 卒	11	45.5	354,085	53,348	300,737	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	81	43.0	341,304	36,294	305,010	
	大 学 卒	42	41.3	343,017	36,455	306,562	
	短 大 卒	22	43.5	340,920	37,281	303,639	
	高 校 卒	17	46.6	337,544	34,615	302,929	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	61	39.4	325,840	37,058	288,782	
	大 学 卒	31	38.8	338,323	49,896	288,427	
短 大 卒	13	41.6	297,513	16,599	280,914		
高 校 卒	16	38.9	328,242	31,109	297,133		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
事務係員	447	37.8	269,956	26,280	243,676		
大 学 卒	196	36.7	276,930	32,217	244,713		
短 大 卒	101	39.4	255,698	14,799	240,899		
高 校 卒	149	38.3	269,987	26,029	243,958		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技術係員	278	36.3	358,482	82,933	275,549		
大 学 卒	133	36.2	367,966	88,276	279,690		
短 大 卒	52	39.4	354,929	70,186	284,743		
高 校 卒	92	34.5	339,504	79,659	259,845		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	9	48.4	414,536	0	414,536	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	5	52.1	441,565	0	441,565	
短 大 卒	2	39.5	366,628	0	366,628	
高 校 卒	2	48.0	394,871	0	394,871	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部長	6	48.0	531,553	0	531,553	同 上
大 学 卒	2	51.5	581,165	0	581,165	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	4	46.3	506,748	0	506,748	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	*	*	*	*	*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長-課長間)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	-	-	-	-	-	同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	14	45.6	422,385	0	422,385	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	8	46.1	426,597	0	426,597	
短 大 卒	3	42.5	407,102	0	407,102	
高 校 卒	3	47.2	426,433	0	426,433	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長	24	49.1	486,923	77	486,846	同 上
大 学 卒	14	49.8	504,330	132	504,198	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	9	47.5	457,335	0	457,335	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							人
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	3	55.5	308,215	0	308,215	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	55.0	302,173	0	302,173	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	20	45.5	310,166	22,835	287,331	
	大 学 卒	4	38.3	336,677	56,059	280,618	
	短 大 卒	4	43.0	307,129	27,791	279,338	
	高 校 卒	12	48.8	302,342	10,108	292,234	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	10	42.7	408,519	56,692	351,827	
	大 学 卒	7	42.2	424,232	61,864	362,368	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	43.8	371,853	44,625	327,228	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	16	41.6	335,862	41,507	294,355	
	大 学 卒	7	37.2	344,549	43,076	301,473	
	短 大 卒	3	44.2	367,186	44,259	322,927	
	高 校 卒	6	45.3	310,066	38,301	271,765	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	23	45.7	454,361	62,529	391,832	
	大 学 卒	19	46.0	456,653	54,991	401,662	
短 大 卒	2	38.5	513,650	134,585	379,065		
高 校 卒	2	49.5	371,467	61,892	309,575		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	157	38.3	259,557	21,519	238,038		
大 学 卒	59	36.9	278,129	23,368	254,761		
短 大 卒	26	41.1	241,777	12,288	229,489		
高 校 卒	71	38.4	249,446	23,624	225,822		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技術係員	76	38.5	327,227	44,127	283,100		
大 学 卒	36	35.7	339,301	57,492	281,809		
短 大 卒	9	37.9	278,125	29,891	248,234		
高 校 卒	30	41.5	326,656	34,657	291,999		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

その2 公民給与比較の対象外職種

規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	*	*	*	*	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-		
	守衛	2	56.5	428,680	4,790		423,890
	用務員	-	-	-	-		-
研究 関係 職種	研究所長	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役 兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以 上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部（課）長及び研究室（係） 長を除く。）	
	研究部（課）長	14	47.4	569,277	46,676		522,601
	研究室（係）長	21	48.8	582,254	119,060		463,194
	主任研究員	17	35.8	411,121	96,360		314,761
	研究員	10	28.7	338,886	81,528		257,358
研究補助員	31	43.2	426,095	42,813	383,282		
医 療 関 係 職 種	病院長	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副院長	4	60.3	1,614,172	267,752	1,346,420	上記院長に事故等のあるときの職 務代行者
	医科長	17	47.8	1,273,183	154,594	1,118,589	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	21	39.6	959,120	114,282	844,838	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	2	56.0	531,469	6,044	525,425	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	15	30.9	317,700	42,150	275,550	
	診療放射線技師	18	39.6	392,098	37,962	354,136	
	臨床検査技師	24	41.5	365,899	28,483	337,416	
	栄養士	10	37.4	338,855	7,698	331,157	
	理学療法士	17	31.7	292,660	13,648	279,012	
	作業療法士	13	31.1	294,190	12,628	281,562	
	総看護師長	2	57.5	544,903	39,491	505,412	部下に看護師長5人以上
	看護師長	14	51.6	506,828	58,222	448,606	部下に看護師又は准看護師5人以 上
看護師	47	34.7	343,977	62,964	281,013		
准看護師	19	46.6	375,226	44,419	330,807		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
大学学長・副学長・学部長	*	*	*	*	*	
大学教授	34	57.1	606,582	0	606,582	
大学准教授	33	49.0	497,351	0	497,351	
大学講師	19	44.2	430,576	0	430,576	
大学助教	25	40.3	425,952	0	425,952	
教育関係職種						
高等学校校長	-	-	-	-	-	
高等学校教頭	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	-	-	-	-	-	

その3 再雇用者

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長・工場長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	その1の1規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	3	64.8	420,473	0	420,473	
事務・技術部次長	4	62.8	446,750	0	446,750	
事務・技術課長	9	62.1	272,175	368	271,807	
事務・技術課長代理	-	-	-	-	-	
事務・技術係長	2	64.0	206,025	0	206,025	
事務・技術主任	2	65.0	252,080	0	252,080	
事務・技術係員	205	62.7	235,728	10,157	225,571	

2 企業規模計 (60歳男性のみ)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長・工場長	-	-	-	-	-	その1の1規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	*	*	*	*	*	
事務・技術部次長	2	-	510,500	0	510,500	
事務・技術課長	2	-	270,956	1,656	269,300	
事務・技術課長代理	-	-	-	-	-	
事務・技術係長	-	-	-	-	-	
事務・技術主任	-	-	-	-	-	
事務・技術係員	52	-	256,875	13,882	242,993	

第13表 民間における初任給の改定状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴・企業規模		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	64.1	(40.0)	(60.0)	(0.0)	35.9
	500人以上	90.8	(50.7)	(49.3)	(0.0)	9.2
	100人以上 500人未満	47.5	(16.5)	(83.5)	(0.0)	52.5
	100人未満	36.4	(37.5)	(62.5)	(0.0)	63.6
高校卒	規模計	47.3	(37.2)	(62.8)	(0.0)	52.7
	500人以上	51.8	(64.9)	(35.1)	(0.0)	48.2
	100人以上 500人未満	47.9	(17.0)	(83.0)	(0.0)	52.1
	100人未満	36.4	(0.0)	(100.0)	(0.0)	63.6

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における定期昇給制度の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

項目 役職・企業規模		定期昇給制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係員	規模計	91.2	(42.3)	(86.2)	(24.5)	8.8
	500人以上	90.5	(48.6)	(86.7)	(28.8)	9.5
	100人以上 500人未満	97.3	(34.2)	(91.9)	(20.5)	2.7
	100人未満	81.8	(44.4)	(72.2)	(22.2)	18.2
課長級	規模計	86.4	(33.1)	(84.9)	(14.7)	13.6
	500人以上	76.7	(33.7)	(84.3)	(12.5)	23.3
	100人以上 500人未満	97.2	(23.8)	(91.7)	(15.5)	2.8
	100人未満	89.5	(52.9)	(70.6)	(17.6)	10.5

(注) ()内は、定期昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第 15 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

項目 企業規模	係 員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規模計	58.9	41.1	50.6	49.4	47.3	52.7
500人以上	65.9	34.1	51.7	48.3	47.9	52.1
100人以上 500人未満	48.5	51.5	48.1	51.9	43.5	56.5
100人未満	58.6	41.4	52.1	47.9	51.9	48.1

第 16 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

家族手当制度が ある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当制度が ない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
88.3%	(94.2%)	[85.8%]	[14.2%]	(5.8%)	11.7%

- (注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その 2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

配偶者に対する家族手当を 見直す予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の 見直しの動向等によっては 見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない (検討も行っていない)
11.7%	5.3%	83.0%

- (注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 家族手当の手当額の定め方

(平成28年職種別民間給与実態調査)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
87.2%	12.8%	0.0%	0.0%

(注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所(16.6%)と配偶者より第1子の手当額が高い事業所(32.2%)が含まれる。

その4 扶養家族の構成別支給額

(平成28年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,426円
配偶者と子1人	18,328円
配偶者と子2人	23,402円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 市職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における住宅手当の支給状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給	44.6%
非支給	55.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

(注) 「中位階層」とは、手当月額の平均値ではなく、個々のデータの分布の中央に位置する階層のことである。

備考 市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、25,700円である。

第 18 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	6.4 %	6.4 %	7.8 %	7.8 %
30%	24.2	30.6	25.4	33.2
29%	0.0	30.6	0.0	33.2
28%	0.0	30.6	0.0	33.2
27%	0.0	30.6	0.0	33.2
26%	0.0	30.6	0.0	33.2
25%	69.4	100.0	66.8	100.0

第 19 表 公民比較における比較対象従業員

職 種	要 件
支店長、工場長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員 50 人以上の支店（社）又は工場の長
事務・技術部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員 20 人又は 2 課以上の部相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する部長又は部長級専門職
事務・技術部次長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職責が上記に相当する部次長又は部次長級専門職 ・ 部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、部長と課長の間位置付けられる者
事務・技術課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員 10 人又は 2 係以上の課相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する課長又は課長級専門職
事務・技術課長代理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 直属の部下に係長又は部下 4 人以上を有する課長代理 ・ 職責が上記職務代行者又は課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職 ・ 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、課長と係長の間位置付けられる者
事務・技術係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係の長又は係長級専門職
事務・技術主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ・ 係長のいない事業所において職責が上記に相当する主任の職名を有する者 ・ 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、係長と係員の間位置付けられる者
事務・技術係員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

3 労働経済関係資料

第 20 表 労働経済指標

項 目			年 月					
			平成27年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する 給与 (調査産業計)	静岡県	金額 (円)	280,321	272,532	275,190	270,468	269,370
			前年同月比 (%)	0.8	△ 0.4	0.1	△ 1.5	△ 1.5
		全国	金額 (円)	292,538	286,844	290,100	289,412	287,214
			前年同月比 (%)	0.5	0.0	0.8	0.6	0.3
	うち 所定内給与	静岡県	金額 (円)	251,452	246,619	248,255	243,477	243,099
			前年同月比 (%)	0.7	△ 0.5	△ 0.4	△ 2.1	△ 1.9
		全国	金額 (円)	266,514	262,582	265,470	264,546	262,911
			前年同月比 (%)	0.6	0.3	0.8	0.7	0.3
	総実労働時間数 (調査産業計)	静岡県 (時間)		160.9	145.5	156.9	158.1	146.6
		全国 (時間)		155.8	143.0	153.4	155.5	145.4
うち所定外 労働時間数		静岡県 (時間)	14.6	13.1	13.8	13.6	13.1	
		全国 (時間)	13.4	12.5	12.6	12.7	12.2	
生計費 (総務省家計調査)	消費支出 二人以上の世帯	浜松市	金額 (円)	283,942	256,031	253,957	271,069	256,475
			前年同月比 (%)	5.7	△ 2.2	△ 2.5	△ 14.4	△ 22.7
		全国	金額 (円)	300,480	286,433	268,652	280,471	291,156
			前年同月比 (%)	△ 0.5	5.5	△ 1.5	0.1	3.2
物 価	消費者物価 指数 (総務省)	浜松市	前年同月比 (%)	0.8	0.3	0.2	0.0	0.2
		全国	前年同月比 (%)	0.6	0.5	0.4	0.2	0.2
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比 (%)	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.4	△ 3.2	△ 3.7
雇用 ・ そ の 他	常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)		前年同月比 (%)	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0
	有効求人倍率 (倍) (季節調整値・厚生労働省)			1.17	1.18	1.19	1.21	1.22
	完全失業率 (%) (季節調整値・総務省)			3.4	3.3	3.4	3.3	3.4

- (注) 1 「賃金・労働時間」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
 2 「生計費」は、全国・浜松市とも農林漁家世帯を含む数値である。
 3 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、平成22年平均を100とした指数を基礎としている。

9 月	10 月	11 月	12 月	平成28年				
				1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
270,769	271,908	272,337	274,683	270,804	272,092	272,484	280,282	273,240
△ 1.2	△ 0.7	△ 0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.9	0.0	0.3
288,085	289,773	288,981	289,330	286,619	288,605	292,022	293,837	287,535
0.4	0.6	0.5	0.5	0.2	1.0	1.3	0.5	0.3
244,944	243,525	243,860	246,314	245,442	245,467	245,535	252,101	246,324
△ 1.5	△ 1.6	△ 1.4	△ 0.2	0.7	0.0	△ 0.3	0.3	△ 0.1
263,844	264,342	263,185	263,173	261,797	263,584	266,261	267,569	263,048
0.3	0.5	0.6	0.5	0.4	1.1	1.2	0.4	0.1
151.0	153.3	155.4	151.2	143.8	152.5	154.8	161.1	145.7
147.0	149.7	149.6	147.9	140.4	147.0	152.5	153.8	142.7
14.1	14.6	15.0	15.1	13.8	14.6	14.3	15.4	14.4
12.7	13.0	13.3	13.4	12.3	12.6	13.2	13.3	12.2
261,913	239,323	315,724	328,321	275,245	331,067	311,450	314,284	259,930
△ 17.5	△ 20.4	8.4	△ 20.5	△ 12.2	4.3	△ 17.6	10.7	1.5
275,226	282,401	273,268	318,254	280,973	269,774	300,889	298,520	281,827
0.0	△ 2.1	△ 2.5	△ 4.2	△ 3.1	1.6	△ 5.3	△ 0.7	△ 1.6
0.0	0.1	0.4	0.2	△ 0.1	0.0	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.6
0.0	0.3	0.3	0.2	0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.4
△ 4.0	△ 3.8	△ 3.7	△ 3.5	△ 3.2	△ 3.4	△ 3.8	△ 4.2	△ 4.3
1.0	1.2	1.2	1.3	1.2	1.0	1.2	0.8	0.8
1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36
3.4	3.2	3.3	3.3	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成28年9月発行

浜松市人事委員会

〒430-0929

浜松市中区中央一丁目12番7号

TEL 053-457-2202 FAX 053-457-2089

E-mail: jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp



©浜松市
出世法師 直虎ちゃん